

事務連絡  
令和4年3月23日

地域密着型サービス事業所  
総合事業指定事業所  
管理者 各位

大和市健康福祉部  
介護保険課長

## 令和4年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の届出について(通知)

日頃から、本市介護保険事業の運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年度に介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という）を算定するためには、前年度における当該加算の算定の有無に関わらず改めて届出が必要となります。つきましては、令和4年度の処遇改善加算を算定する場合には、下記のとおり関係書類の提出をお願いします。

なお、当該加算を算定している事業所が、令和4年度において算定をしない場合は、取下げの届出が必要になりますので、ご注意ください。

### 記

#### 1 提出書類

##### (1) 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書（添付書類含む）

加算種別	提出する別紙様式(※1)	提出先
処遇改善加算 (市指定介護サービス、総合事業分)	別紙様式2-1、2-2	大和市
特定処遇改善加算 (市指定介護サービス、総合事業分)	別紙様式2-1、2-2、2-3	大和市

##### <参考>

加算、補助金種別	別紙様式	提出先
処遇改善加算 (県等指定サービス分)	別紙様式2-1、2-2	神奈川県等 (※2)
特定処遇改善加算 (県等指定サービス分)	別紙様式2-1、2-2、2-3	神奈川県等 (※2)
処遇改善支援補助金 (全サービス)	補助金別紙様式2-1、2-2	神奈川県等

※1 別紙様式とは「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務手順及び様式例の提示について」記載の様式です。

※2 県等とは、大和市以外の指定権者（都道府県、政令市など）をいいます。

※3 総合事業の指定を大和市から受けている場合、県等だけでなく大和市へ提出が必要です。

※4 大和市以外へ提出する必要書類は、提出先へご確認ください。

##### (2) 変更届出書等 ※新規算定または加算区分を変更する場合、以下も提出が必要です。

	介護保険サービス事業分	総合事業分
1	変更届出書	変更届出書
2	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	第1号事業支給費算定に係る体制等に関する届出書
3	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	第1号事業支給費算定に係る体制等状況一覧表

※様式や通知のダウンロードについては、市ホームページをご参照ください。

[https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/18/kaigojigoisyamuke/bosyu\\_shitei\\_kasan/5633.html](https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/18/kaigojigoisyamuke/bosyu_shitei_kasan/5633.html)

## 2 提出方法及び期日

持参または郵送 令和4年4月15日（金）まで ※郵送は当日消印有効

提出先：〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間1-1-1

大和市 健康福祉部 介護保険課 事業者指導係

※ 封筒には、「処遇改善加算届出書在中」と朱書きしてください。

## 3 提出期限について

以下に示す日時までに本市へ到達するよう届出を行ってください。

(1) 令和4年4月及び5月算定開始分

【提出期限】 令和4年4月15日（金）

(2) 令和4年6月以降算定開始分

【提出期限】 算定開始月の前々月の末日

(例：令和4年7月算定開始分…令和4年5月31日)

## 4 市外に所在する大和市の指定事業所（市外事業所）の届出について

市外事業所の本加算の届出については、市内事業所と同様に届出を行ってください。

## 5 その他

(1) 処遇改善加算の算定要件等については、厚生労働省から発出された「介護保険最新情報 Vol.1041」をご確認ください。

「介護保険最新情報 Vol.1041」 <https://www.mhlw.go.jp/content/000911966.pdf>

(2) 様式作成及び届け出提出の際は、必ずホームページに掲載する案内文書等をご確認のうえ、必要事項を記載してください。届出に不備があり、かつ補正が完了しない場合、当初の算定開始予定月からの算定ができませんのでご注意ください。

(3) 加算区分（Ⅳ）と（Ⅴ）については、令和3年度を以て廃止されました。令和4年度に同区分の算定をすることはできません。

(4) 届出を行った計画書に変更があった場合には、「介護職員処遇改善加算・介護職員等処遇改善加算変更届出書」の提出が必要です。詳しくは市ホームページをご確認ください。

(5) 国作成の様式を使用するため、様式作成に関する質問（考え方・記載方法等）については本市単独で回答できません。これらの質問については、一括して国への照会等を行う必要があります。国通知を確認したうえで FAX・メール等により担当へ質問を行ってください。電話での問合せは回線が混乱することが想定されますのでお控えください。

事務担当；

事業者指導係 笠井

TEL 046 (260) 5170

FAX 046 (260) 5158

Eメール：ke\_kaigo@city.yamato.lg.jp